

平成30年度 第2回宇部市特別職報酬等審議会会議録（要約）

●日 時 平成30年12月26日（水） 18時30分～20時00分

●場 所 市役所 本庁2階 第2会議室

●出席者

（出席委員）10名

安部 研一 （宇部商工会議所 会頭）※会長
正司 マキコ （宇部市民生児童委員協議会副会長）
土屋 智 （宇部市障害者ケア協議会会長）
徳勢 美知子 （社会保険労務士）
中島 浩 （一般社団法人 宇部青年会議所 副理事長）
永田 彭子 （うべ女性会議代表）
藤井 恵子 （宇部市婦人会協議会会長）
藤本 米子 （宇部市消費者の会会長）
松谷 竹雄 （連合山口西部地域協議会宇部地区会議 代表）
脇 和也 （株式会社宇部日報社代表取締役社長）

（事務局）9名

片岡 昭憲 （総務財務部長）
大畑 秀幸 （総務財務部参事）
上村 圭二 （総務財務部人事課長）
田中 弓子 （総務財務部人事課主幹）
伊藤 健 （総務財務部人事課副課長）
大木 隆浩 （総務財務部人事課給与厚生係長）
河崎 典子 （総務財務部人事課人財育成係長）
河内 厚司 （総務財務部人事課主任）
磯野 智子 （総務財務部人事課主任）

●議事概要

【開始時刻 18:30】

（事務局）

ただいまから第2回宇部市特別職報酬等審議会を開会させていただきます。
本日は、委員10人、全員が出席されており、会議が成立していることを報告します。
それでは、本日の議事進行につきましては、安部会長にお願いいたします。

（会長）

前回、委員の皆さんに審議会への御意見・考え方等についてお願いしていましたが、色々な御意見等を

いただき、ありがとうございました。各委員さんから補足説明があれば、順番にお願いします。

(委員)

高齢者率、納税者、生活保護受給者など、社会保障の観点から、類似団体と比べてどうかというのが気になっています。

(委員)

議員報酬について、これまで財政面から審議をしてきましたが、これからは制度面からの議論も必要だと考えます。すでに国が、町村議会について、なり手不足という問題点から議論を始めていますが、市議会議員や県議会議員でも高齢化が進んで無投票ということが増えています。議会側から、報酬を増やしてなり手を増やしてほしいという議論が出ています。そういう視点での議論を報酬審で扱うべきかどうかですが、新しい時代に沿った議論も必要なのではという思いもしています。

(会長)

貴重なご意見ありがとうございました。確かに、議員のなり手不足というのはあちこちで聞く問題です。と同時に、議会のレベルも上げていかなければいけない。そのあたりは報酬審議会とは別に、なんらかの方針が出せればと思います。

皆さんからの意見、今の追加の意見等を参考にしながら、協議していきたいと思います。

1. 市長・副市長の給料について

(会長)

まず初めに、市長・副市長の給料について検討していきたいと思います。

皆さんからのご意見をまとめたところ、自主的な減額措置の継続も含めた据置・現状維持が8名、給料は民間と比べ低い水準だが、期末手当、退職手当を含めた総額では妥当という意見が1名ありました。また、本市の財政状況は改善の傾向にあるものの、少子高齢化、人口減少社会や庁舎建替えによる借金の増加などの理由から、増額の意見はなく、減額という意見もありませんでした。

これらのご意見について、各委員さんからご質問、ご意見はありませんか。

(各委員)

特になし

(会長)

皆さんの認識は共通して、市の財政は厳しく、これからますます少子高齢化で先行き不透明であり、増額はないというのが大多数の意見だと思います。

審議に当たっての基本的な考え方として、平成26年度開催の審議会において整理された「報酬の額等を検討する上での指標」において、

- ・基準となる報酬等の額を県内他市や類似都市との均衡、比較の中で決定し、
- ・それをベースとして、本市の現状と将来展望に特筆すべき傾向がある場合に増減させるもの

という方向付けがされています。今回もこれを踏襲したいと思いますが、これに加え、委員の皆さまから出された意見を基に、個別具体的に検討し、審議を進めていきたいと思いをします。

委員の皆さんのご意見のとおり、本市の財政状況は改善傾向にあるものの、今後、少子高齢化、人口減少社会や庁舎建替えによる市債の増加などにより財政状況が厳しくなるとの見込みです。また、県内他市、類似団体との均衡も図られていることから、給料月額を増減するような積極的理由はなく、市長・副市長の給料については、据置の方針でいいのではないかと考えています。

このような中で、市長等の給料及び退職手当は、その政治判断により自主減額が行われていますが、当審議会は、その職本来の報酬額等の水準を審議する場であり、前回同様、この自主減額については政治的なものとして切り離して考え、あくまで条例上の給料・退職金について審議することとしたいと思いをします。

これを踏まえて、次回の第3回審議会で答申案をお示ししたいと思いをします。

2. 市長・副市長の退職手当について

(会長)

次に、市長・副市長の退職手当についてです。これも、委員の皆さんのご意見は、自主的な減額措置の継続も含めた据置・現状維持が6名と、概ね市長・副市長の給料と同じ意見であるように思いをします。一方で、県内他市との比較では妥当だが、類似団体との間では、宇部市が市長、副市長とも上位にランクされていることから、議論すべきとの意見や、給料・期末手当と退職手当の総額は妥当だが、バランスを見直す必要があるのでは、との意見があります。

では、前回、委員から意見があり、最低賃金を基に比較することを提案されましたので、検討してみたいと思いをします。

資料の説明を事務局からお願いします。

(事務局)

資料No.14、資料No.15 説明

(会長)

最低賃金による他市との比較の観点から、委員の皆さんのご意見を伺いたいと思いをします。

(委員)

妥当といえば妥当。先ほど言われた、特別考慮すべき事由があるとは思えないので、許容範囲だと思いをしました。ただ、上げる根拠はなにもないと思いをします。今後は、県民の生活水準を考慮したうえで公表されている最低賃金を頭の隅において検討しなければいけないと思いをします。

(会長)

類似団体と同様に、最低賃金が似通った団体との比較資料を出されれば、わかりやすいという気がしま

す。

(委員)

市長が退職金を50%カットと言われていました。給料の20%カットについては、就任以来ずっと続けておられるのは知っていましたが、退職金が半分というのは知りませんでした。そういう努力を宇部市民に知ってもらいたいと思います。

(会長)

この審議会は、自主減額を考慮しない本来の報酬額等の水準を審議するで、それを審議した上で、今の実質ベースで市長・副市長のカットが続いていることをなんらかのタイミングで市民の皆さんに知ってもらえるとよいと思います。

みなさんの意見を踏まえ、さきほどと同じように、今後の本市の財政状況の見込みを踏まえ、県内他市との比較については妥当であろう、また、類似団体における比較、最低賃金からの比較というところで、給料・期末手当と合わせた1期4年間の総額での観点から、妥当であると考えられることから、市長・副市長の退職手当については、据置の方針としたいと考えます。

なお、給料・期末手当の支給と、退職手当との支給バランスの見直しについては、県内他市との均衡を重視し、これも据置としたいと思います。

各委員さんのご意見で、アンバランスではないかという意見もありましたが、いかがでしょうか。

(各委員)

特になし。

(会長)

類似団体と比べ、特に退職金等の金額が高いですが、1期4年間というくくりで考えると、妥当なところ考えますので、据置の方向で答申案を作成し、お示ししたいと思います。

3. 市議会議員の報酬について

(会長)

次に、市議会議員の報酬についてですが、委員の皆さんからの事前のご意見では、据置・現状維持のご意見が8名。やはり、財政状況と県内市及び類似団体との比較により現状、報酬を増減させる理由は特に見当たらないというご意見です。

また、増額、減額というご意見もありませんでした。

その他の意見としては、

- ・議員は、市民にとって身近で期待される存在であり、報酬も当然にその業務に見合ったものが強く求められる。
- ・今後、有能な人材の確保と、それによる、より良い行政運営に資するためにも最低限の報酬は確保すべき。
- ・議会以外の活動状況がわかりづらいので、それらの資料や説明があるとよい。臨時議会に出席したと

きなど、追加の手当はないのか。

などがありました。

先ほどのご意見で、議員の高齢化によるなり手が不足しているのも、報酬と関係しているのではないかという意見もありました。

このような意見も踏まえまして、改めて議員報酬の意義とその対象となる議員活動の範囲について、事務局から少し説明をして欲しいと思います。

(事務局)

資料No.11 説明

(会長)

今の事務局の説明について、ご質問等はありませんか。

(各委員)

質問なし。

(会長)

議員報酬につきましては、据置・現状維持のご意見が多数となっておりますが、ほかにご意見等はありませんか。

今の事務局からの説明でも、臨時議会があっても報酬は変わらず、月額で決められた額が支払われているという認識でよいと思います。

(各委員)

特になし。

(会長)

ご意見ないようですので、皆さんから提出されましたご意見も踏まえてまとめますと、繰り返しになりますが、本市の財政状況は、今後の人口減少や少子高齢化の進展等を考えると引き続き厳しい状況が見込まれること、また、県内他市や類似団体と比較しても、議員報酬については、据置が妥当ではないかと考えます。

このことに、ご意見のある委員はいらっしゃいますか。

(各委員)

特になし。

(会長) 会議員の報酬については、据置の方向で、次回開催する第3回審議会でお示ししたいと思います。

4. 非常勤職員の報酬について

(会長)

次に、非常勤職員の報酬について、ご意見を伺います。

非常勤職員の報酬については、教育委員会を始めとする行政委員会と各種審議会の委員に分けて考えたいと思います。

まずは、行政委員会委員の報酬についてですが、委員の皆さんからの事前のご意見では、明確に現状維持とされた方が2人ありました。

その他の意見として、

・月額から日額に改められ、人材確保が困難になっていないか、また、職務の特性に応じ検討する必要があるため、実際に日額となってからの活動実績を月額に換算し比較が必要ではないか。

というご指摘がありましたので、これについて事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料No.9、資料No.12、資料No.13 説明

(会長)

非常勤職員の報酬については、地方自治法により「条例で特別の定めがある場合を除き、その勤務日数に応じてこれを支給する」とあり、原則、日額で支給し、例外的に月額とすることができるとされています。

本市においては、農業委員会を除き、報酬は日額制としており、勤務に対する反対給付との法の趣旨に則ったものであり、適切と思いますが、ご意見・ご質問のある委員はお願いします。

(各委員)

特になし。

(会長)

行政委員会委員の報酬について、皆さんから提出されましたご意見も踏まえ、市長・副市長の給料及び退職手当、並びに市議会議員の報酬と同様の理由により据置が妥当であると考えます。

このことに、ご意見があればお願いします。

(各委員)

特になし。

(会長)

それでは、行政委員会委員の報酬についても、据置の方向で、次回開催する第3回審議会で答申案をお示ししたいと思います。

続きまして、非常勤職員で各種審議会等の委員の報酬についてですが、前回平成28年度開催の当審議

会の答申の要望事項において、

- ・各種審議会委員は本市の行政運営において大きな役割を担っており、市や市民への奉仕という理念にも賛同の上、活動を行っており、一定の評価をされるべき。
- ・しかし、報酬額の水準は、県内他市や類似団体と比較して低く、今後、優秀な人材の確保による本市の行政運営を安定的かつ持続可能なものとし、市民参画による行政運営を更に推進していくという観点から、市民の納得が得られる報酬額の水準について継続して検討をすること。

としています。

これを受け、各委員さんからのご意見は、現状維持が4人、また、財政状況も勘案しつつ増額すべき、という意見が1人ある一方、審議会・協議会委員はボランティアの意味合いもあり交通費程度でよいという減額との意見もあります。

その他の意見として、以前は支給があった交通手当（費用弁償）について、遠方からの委員のためにも支給すべきとの意見がありました。

では、日額4,000円となったときの、平成22年度の当審議会の答申を振り返ってみますと、各種審議会委員等の報酬額については、以下の観点から現行6,300円を4,000円としています。

- ①会議等の開催時間を概ね2時間と想定しており、時給換算すると約3,000円である。この額は、識見や公募の委員等が混在する中で、市民感覚からするとかなり高額であると感じられる。
- ②県内他市は、日額4,700円～5,000円程度の市が数市見受けられる。
- ③市の厳しい財政状況を考慮すると、今回思い切った見直しをする時期に来ていると考えられる。

これを、現状に当てはめると、①の各種審議会の開催時間概ね2時間というのは変わっていないと思われま。事務局どうでしょうか。

（事務局）

一概には言えませんが、基本的には2時間程度と認識しています。

（会長）

- ②の県内他市の状況は、前回資料の26ページのようになります。
- ③の財政状況については、先ほどから、上向きの傾向はあるものの、今後も厳しい財状況が見込まれるということが述べられていますし、皆さんもそうお考えだと思います。

これらを踏まえ、各委員の皆さんのご意見を伺いたいと思いますが、これらのほかに勘案する理由があれば、おっしゃっていただきたいと思います。

（委員）

以前は交通費が支給されていたと記憶していますが、なぜ削られたのでしょうか。宇部市も広がって、船木や吉部から来られる人もいます。

(事務局)

地方自治法において、非常勤の職員は職務を行うための費用弁償を受け取ることができ、その額、支給方法については条例でこれを定めることと規定されています。この規定を受けて、「宇部市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例」第6条で、「職員が公務のために旅行したときは費用弁償をする」と規定しています。宇部市の方針として、非常勤職員の通勤費相当額、居住地から勤務地への移動については旅行に該当しないと見解を示しています。したがって、以前は交通費を支給していましたが、現在は通勤費相当額を費用弁償として支給をすることは適当ではないと整理しています。

(委員)

よくわかりました。それからすると少ない気がします。

(会長)

事務局の説明で、条例の解釈上は問題ないが、遠近ある中でいかがかということもあると思いますが、皆さんいかがでしょうか。

(委員)

私は船木から来ています、交通費のことは頭になく必要ないと思っています。それぞれの審議会において、どのような活動をして発言をするかということを考えて欲しいと思います。いろいろな審議会がありますが、どれだけ充実した活動をしてもらえるかが大切なので、交通費のことは考えたことはありませんでした。4,000円が安いとは思いません。

(会長)

皆さんからのご意見も出ましたが、前回平成28年度の答申書の要望事項を検討するに当たって、平成22年度の答申を踏まえ、現状に照らしてみますと、やはり、今後も厳しい財政状況が見込まれることから、報酬額の引上げには慎重にならざるを得ず、据え置くことが妥当であると考えます。

また、費用弁償については、事務局から法解釈の説明がありましたが、それで片付けてよいでしょうか。色々お考えはあるでしょうが、ボランティアにも通じる場所があり、前回、ボランティアに頼りすぎてもいけないという意見もありました。そのあたりもご意見があればお願いします。

(各委員)

特になし。

(会長)

各種審議会の委員の報酬についても、据置の方向で答申案をお示ししたいと思います。

費用弁償については、事務局と調整して、なにか付け加えるかどうか、そのあたりは任せてほしいと思います。

冒頭の委員のご意見で、人材の確保という観点からの報酬のあり方については、本来の報酬審議会とは違うかもしれませんが、今後の市として重要なところだと思しますので、審議会からかけ離れるかもし

れませんか、事務局と相談して付け加えることが可能かどうか、任せていただければと思います。
そのほかご意見はありませんでしょうか。

(委員)

議員報酬については同感でありまして、意見の中で最低限の報酬を、と書いていますが、30～40代の若い方のやる気、バイタリティ等を行政に生かし、新しい政策を地方都市から発信してほしいという気持ちがあります。また、私たちの次の世代から宇部に帰ってきて政治をやってやろうという若い人がどんどん出てくるような土壌を作らないといけないと思う反面、条例で議員報酬をあげるとことは市民感情を逆撫ですることになるので、審議会とは関係ありませんが、若い有能な人たちが立候補しやすいような制度の構築をして、地方都市でも若い人たちが政策を打ち出していこうという街になってほしいと思います。

(会長)

確かに、議会と執行部が切磋琢磨しながら市を盛り上げていかなくてはならないわけで、そのための人材をどうやって集めるか、特に若い人たちをどう引き込むかというのは大きな課題だと認識しています。どういう形で文言が織り込めるかわかりませんが、皆さんの思いを少しでも反映できればと思いますので、事務局と検討していきたいと思います。

(委員)

議員の件で、若い人に出てきていただきたいのはそうだと思います。これからは、社会人として働かず学校を出てすぐに議員になるという人も出てくるかもしれませんが、実際はある程度企業や団体で経験を積まれた方が出てこられています。企業や団体で40代、50代になるとそれなりの地位と報酬をなげうって、議員として活躍しようと考えておられると思います。一般企業で考えると30代の方の給料と比べると議員報酬はいいほうかもしれませんが、経験を重ねた方がもらう企業の報酬と議員報酬を比べた場合、生活の不安というのも持たれるのではないかと思います。議員に立候補するときに葛藤もあると思います。若い人がどんどん出てきてほしいですが、現実的には難しいと思うので、ある程度経験を重ねた人が議員になるときに報酬が落ちたりしないような報酬・活動費が必要だと思います。議員によって活動内容が違うので、活動費を見直すことはできないのかなと思いました。

(会長)

活動費も条例ですか。

(事務局)

活動費についても条例の規定事項です。

(会長)

どちらにしても、皆さんの思いはいい人材を集めるために何らかの方策をとっていかなくてはという、将来への危機感はお持ちだと思います。そのあたりを斟酌しながら、なにかしら織り込んでいかなくては

はと思います。

(委員)

議員数も条例で 28 人と決まっているのですか。

(事務局)

議員定数については、定数の上限を定める条例があり、現行 28 人です。

(委員)

市民の中には議員の数が多いのではないかという意見を持っている人もいるようですが。

(会長)

議員数を減らして報酬を上げて、少数精鋭でという考えもあるでしょう。そういったことも表現できればと思います。

(委員)

議員ひとり一人がどのような活動をされているかがわかるものがあれば拝見したいのですが、ホームページに出ているのですか。

(会長)

出ているとしたら議会事務局のホームページだと思います。どの程度出ているかわかりませんが、活動費 20,000 円を全部消化しているわけではないと思います。国会議員や県議会はもう少し高く、20,000 円では活動範囲が限られるかもしれません。活動費をどうにかして、もっと頑張ってもらいたいという意見もあるかもしれません。ほかにご意見がありますか。

(各委員)

特になし

(会長)

それでは、次回の審議会開催ですが、皆さまのお手元に配布しております日程調査表で、ご都合を伺って日程を決めたいと思います。

これで、第 2 回宇部市特別職報酬等審議会を終了します。

皆さま、お疲れさまでした。

【閉会 20:00】